

国立大学法人富山大学共同利用・共同研究拠点設置推進委員会規則

平成20年 9 月25日制定

平成21年 4 月 1 日改正

平成24年10月 1 日改正

平成26年 6 月24日改正

平成27年 4 月 1 日改正

令和元年 9 月24日改正

令和 5 年 3 月29日改正

令和 6 年 3 月26日改正

(設置)

第1条 国立大学法人富山大学に、学術研究の発展のため、大学の枠を超えた共同利用・共同研究の拠点組織を設置する計画を推進することを目的として、国立大学法人富山大学共同利用・共同研究拠点設置推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(審議事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 共同利用・共同研究の拠点組織の設置計画の策定に関すること。
- (2) 共同利用・共同研究の拠点組織の設置推進に関すること。
- (3) その他共同利用・共同研究の拠点組織の設置に必要と認められる重要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長が指名する理事又は特命理事
- (2) 学部長
- (3) 和漢医薬学総合研究所長
- (4) 水素同位体科学研究センター長
- (5) サステイナビリティ国際研究センター長
- (6) 財務施設部長
- (7) 研究推進部長
- (8) 杉谷地区事務部長
- (9) その他委員長が必要と認めた者

(委員長)

第4条 委員会には、委員長を置き第3条第1号の委員をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がこれに代わる。

(議事)

第5条 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ議事を開き議決することはできない。

- 2 議事は、出席者の3分の2以上をもって決する。

(部会)

第6条 委員会には、委員長が必要と認める部会を置くことができる。

2 部会には、部会長を置き、第3条に定める委員から、委員長が指名する。

3 部会は、部会長が必要と認めた者で構成する。

(意見聴取)

第7条 委員会は、必要に応じて構成員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務)

第8条 委員会に関する事務は、研究推進部研究振興課において処理する。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員会の意見を聴いて、委員長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 20 年9月 25 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 21 年4月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 24 年10 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 26 年7月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 27 年4月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和5年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和6年 4 月 1 日から施行する。